

日本国憲法の構成と頻出条文②

第1章	天皇
第2章	戦争の放棄
第3章	国民の権利及び義務
第4章	国会
第5章	内閣
第6章	司法
第7章	財政
第8章	地方自治
第9章	改正
第10章	最高法規
第11章	補則

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる□□と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の□□は、これを保持しない。国の□□は、これを認めない。